

## 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

### (2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの

第12条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附則に次の1項を加える。

12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適當であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由のもの」とあるのは

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定するにより就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者地域内に居住し、かつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適適當であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

当であると認めたもの  
とする。  
」

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した沖縄県職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第12条第11項（第5号に係る部分に限り、沖縄県職員の退職手当に関する条例第12条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

平成29年9月20日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

雇用保険法及び国家公務員退職手当法の一部が改正されたことを踏まえ、職員の退職手当について、雇用保険法の失業等給付と同等の水準を確保し、及び国家公務員の退職手当と均衡を図るため、失業者の退職手当の支給日数を延長できる措置を講ずる等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。